



第 34 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 3 年 3 月 5 日

第21期 第34回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年3月5日(金) 午後1時から

2 場 所 静岡県庁東館 16階 0A研修室 (静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

静岡県資源管理指針の改正について 資料1  
静岡県資源管理方針の改正について(くろまぐろ・するめいか) 資料2  
静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)について 資料3  
知事許可漁業の許可の基準について 資料4  
あおりいかしば漬け網漁業の許可について 資料5

(2) 指示事項

点火いさり漁法による水産動植物の採捕について 資料6  
伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について 資料7

(3) 協議事項

知事許可漁業の許可の方針について 資料3  
知事許可漁業の許可の制限措置及び条件について 資料3

(4) 報告事項

静岡県海面利用協議会について

(5) その他

4 出席者氏名

会 長	宮原 淳一				
委 員	鈴木 精	福世 準一	山田 洋二	橋ヶ谷善彦	
	大場 守	齊藤 政和	白柳 達夫		

Web会議参加	鈴木 伸洋	田中 克哲	三浦 綾子	李 銀姫	
	眞鍋 淳子	日吉 直人			
水産・海洋局	山根 正嗣	板橋 威			
水産資源課	山内 薫明	飯田 益生	山田 博一		
事 務 局	花井 孝之	池谷 得維	松浦 玲子	橋詰 悠斗	

5 欠席者氏名

委 員	影山 佳之
-----	-------

○花井事務局長            それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。  
                                  ただいまから、第21期第34回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。  
                                  本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることをご報告させていただきます。  
                                  それでは宮原会長、よろしくお願いいたします。

○宮原会長                皆さん、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。  
                                  それでは、本日の議事録署名人を山田委員と鈴木伸洋委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。  
                                  それでは次第に従いまして、諮問事項 静岡県資源管理指針の改正についての審議に入りたいと思います。県当局は説明をお願いします。

○山内課長代理            水産資源課 山内です。静岡県資源管理指針の改正について、御説明いたします。

                                  資料1の1ページを御覧ください。

                                  1の「要旨」に記載のとおり、静岡県資源管理指針は、平成23年度に開始されました国の「資源管理・漁業収入安定対策」の枠組みの中で策定したものです。

                                  指針の内容につきましては、国からの通知により、資源状況の変化等を踏まえて毎年見直しを行うこととされておりまして、今回の諮問は、この見直しによる指針の改正案についてお諮りするものです。

                                  はじめに、指針の策定根拠であります、国の「資源管理・漁業収入安定対策」の概要について御説明します。

                                  この制度は、漁業者が減収を恐れずに資源管理に取り組むことができるように、漁業共済と積立金の制度を活用して支援するもので、この制度の下では、国と都道府県が、それぞれに資源管理指針を策定することとされておりまして、

                                  この制度に参加して、計画的な休漁や操業時間制限などの自主的な資源管理措置を実施した漁業者については、一定以上の減収が生じた場合に、漁業共済や積立金の払い戻しにより減収分が補填されるとともに、国から、共済掛金や積立金に対する助成を受けられる仕組みとなっております。

                                  漁業者がこの制度に参加するためには、あらかじめ資源管理措置を定めた「資源管理計画」を策定する必要がありますが、この「資源管理計画」は、国や県が策定した資源管理指針の内容に沿ったものでなければならないとされておりまして、

                                  次に、2の「静岡県資源管理指針の概要」についてですが、指針の前段には、(1)のとおり本県全体の資源管理に関する基本的な考え方を記載し、後段に、(2)のとおり魚種別及び漁業種類別の資源管理の方向性を記載することとしております。本県の指針で対象としている魚種や漁業種類につきましては、右側の表に記載のとおりです。

次に、3の「指針の改正手続」についてですが、指針の改正を行う場合は、県資源管理協議会における検討、海区漁業調整委員会への付議、水産庁との協議を経て公表することとされており、お諮りしている改正案について、本日の委員会で御了解がいただければ、水産庁と協議を経て改正し、公表する手順となっております。

ここで、改正案についての説明に入る前に、資料の確認をいたします。

3ページが諮問文書の写しです。

4ページから22ページまでが、今回お諮りしている県指針改正案の新旧対照表です。90度右に回していただきまして、三列の表となっておりますが、左から、改正前、改正後、そして一番右の欄に、関連する国の資源管理指針の記述を配置しております。

その次の23ページが、お諮りしている県指針改正案に記載されている魚種についての、本県における資源・漁獲状況と、資源管理目標の検討案です。

以上の2つの資料を中心に御説明をいたします。

その後ろ、24ページから39ページまでが、改正後の県の指針案の全文です。

続いて、40ページから56ページまでが、国の資源管理指針の中で、本県の資源管理指針に関係する部分を抜粋したものです。

次の57ページから69ページまでが、国から示されております「資源管理指針・計画作成要領」、70ページが農林水産省策定の大綱の抜粋、71ページが資源管理・漁業収入安定対策の概要、そして72ページが本県内で現在策定されている資源管理計画の一覧です。

それでは戻りまして、2ページをごらんください。

はじめに、(1)の「最新の国の資源管理指針（我が国の海洋生物資源の資源管理指針）」、県水産・海洋技術研究所の資源評価結果及び漁業統計等を反映した修正」について御説明します。

まず、国の資源管理指針の反映ですが、新旧対照表の5ページの上から3行目にあります「2 資源管理の実態」の記述について、一番右の欄にあります、国の指針の「1 漁業概観」中の資源水準の記述に合わせ、中位又は高位にある系群を「6割」、低位にある系群を「4割」に修正することとしております。ここで、修正のお願いですが、真ん中の改正後の欄の、3行目から4行目にかけての「4割」の文字について、下線が落ちておりましたので、おわびして訂正いたします。

また、魚種別の「(1)資源の状況」の記述について、新旧対照表の6ページのさば類、8ページのスルメイカ、そして16ページのクロマグロについて、それぞれ一番右の欄にあります国指針の記述に合わせて修正いたしました。また、これまで県指針の中での年の記載について、西暦と元号が混在しておりましたが、今回、元号に統一する修正をすることとしております。

次に、県水産・海洋技術研究所の資源評価結果の反映ですが、23ページの表をごらんください。県水産・海洋技術研究所が公表している平成30年と令和元年の資源評価結果と、それに基づく資源管理目標の検討案です。

資源状況に変化のあった魚種について、上から説明いたします。

1行目と2行目のサバにつきましては、漁獲状況が「横ばい」から「減少」

になっており、これは主にゴマサバの水揚げの減少によるものです。しかし、新旧対照表の6ページの「(3)漁獲の状況」の記述にありますように、さば類の漁獲の近年の低下は、海況の影響で良好な漁場が形成されにくくなっていることに要因があり、資源水準、資源動向に変化はないため、今後の推移を見守るということで、資源管理目標の見直しは行わないこととしております。

23ページに戻りまして、3行目のシラスにつきましては、漁獲状況が、横ばいから減少に転じておりますが、新旧対照表の7ページから8ページにかけての「(2)資源管理目標」の改正前と改正後のCPU Eの数字を比較していただきますとわかりますように、CPU Eに大きな変化がない状態であるため、従来を取組を継続するということが、資源管理目標の見直しは行わないこととしております。

再び23ページに戻りまして、4行目のスルメイカにつきましても、漁獲状況が減少から横ばいに転じておりますが、資源水準と資源動向は低位、減少で変化がないため、こちらも従来からの資源回復に向けた取組を継続するということが、資源管理目標の見直しは行わないこととしております。

なお、9行目のサクラエビにつきましては、資源水準、資源動向、漁獲状況のいずれも前年と同じ表現になっておりますが、皆様御承知のとおり近年の不漁で漁獲状況が著しく悪化していることから、現行の資源管理目標にありますが「平均CPU Eの維持」につきましては、本来、漁獲圧を抑えるための資源管理目標であるところ、この水準にも届かない不漁の状況では、「平均CPU Eの維持」を資源管理目標に設定することに意味がないため、資源管理目標から「平均CPU Eの維持」の部分の表現を削除することとしております。このことにつきましては、新旧対照表の14ページのサクラエビの「(2)資源管理目標」の記述に反映しておりますので、御確認をお願いします。

続いて、漁業統計等の反映ですが、漁獲データの更新や、その他実態に合わせた記述の修正をすることとしております。細かな修正箇所が多くございますので、個々の説明は省略させていただきます。修正箇所は、4ページから22ページまでの新旧対照表の該当箇所に下線を引いてございますので、御確認をお願いします。

なお、新旧対照表の7ページのさば類の「(4)資源管理措置」と、17ページから18ページにかけてのクロマグロの「(4)資源管理措置」の記述について、定置網とまき網の漁法の特性に関し、より丁寧な記述を加えましたので、申し添えさせていただきます。

次に、(2)の「改正漁業法施行に伴う修正」について御説明いたします。

まず、「県計画から県方針への移行に伴う修正」についてです。

これまでもこの委員会で担当からも御報告いたしましたとおり、今般の改正漁業法施行に伴い、これまでTAC法に基づき、数量制限等を規定していた県計画は、漁業法に基づく静岡県資源管理方針、いわゆる県方針の「別紙」に移行することになりました。

これに伴い、新旧対照表の17ページの「クロマグロ」、19ページの「まき網漁業」、及び、20ページの「定置網漁業」の、それぞれの「(4)資源管理措置」中の、県計画の遵守に係る記述を、県方針の遵守に係る記述に修正することとし

ております。

また、改正漁業法の施行に伴い、漁業者による自主的な資源管理の制度の枠組が、現在の県資源管理指針に基づく資源管理計画から、静岡県資源管理方針に基づく資源管理協定に、令和5年度末までに順次移行することになりました。

これに伴い、新旧対照表の22ページの一番右の欄にありますように、国の指針において、従前の指針の取扱いについての記述が、「指針の廃止」という項目で新たに加えられましたことから、本指針においても、今後の取扱いについて、これに準拠した記述を22ページの真ん中の改正後の欄のとおり追加することとしております。

改正案の説明は以上です。

なお、本日お諮りしている改正案につきましては、水産庁の担当に事前を送り、大筋で了解をいただいているところですが、最初に御説明しましたとおり、本委員会で御審議をいただいた改正案を水産庁に送って正式に協議する手続があり、この中で、微修正が生じる場合もございますので、あらかじめ御了解をお願いいたします。

それでは、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたので、審議に入ります。このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○李委員

1点書き方に関することなのですが、漁業種別資源管理の刺網のところ、資料の20ページのところですが、(2)資源管理措置の「近年安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するためには、」というところが、改正後では「近年減少傾向にあり、資源回復を図るためには、」が、1年で変わっているのに違和感を覚えます。

それから小型機船底びき網についても、改正後の令和元年は漁悪漁が増えていく。増加傾向にあるところが文言で見ると「近年安定して推移」が「近年比較的安定して推移」になっていますが、こういった書き方というのは危機感を持たせるためなのでしょうか。

○山内参事

刺網については200トンぐらいで推移してきたのが、昨年100トンの半ばまで減少したため、今までの文言から減少傾向に変更しました。

小型機船底びき網の「比較的」という文言ですが、漁獲量は安定はしているのですが、年変動がありますので幅をもたせる意味合いとして加えさせていただきました。

○齊藤委員

27ページのシラスに関することですが、文案を見ると漁業者が何にも資源管理をしていないように書いてある。漁獲量が平成29年以降減ってきているのは、黒潮の大蛇行の影響もあるはずですが、昔は夜まで操業していたのを、どんどん短くして、用宗では今午前の11時で終わりにしている。他にもプール制を導入したりと資源管理に取り組んでいる。これ以上やれと言われても、商売できなくなってしまう。

○板橋統括官

齊藤委員が御指摘しているのは資料1の8ページの(4)のところですよ。1行目に「引き続き、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守に加えて、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある」と書いてあるため、漁業者が自主的管理措置に取り組んでないように見えるということですか。

○齊藤委員

その下の「適切に資源管理措置に努める必要がある」と書いてあるところについても、物が無い以上これ以上適切に努めろと言われてもできないわけです。他のところでも色々取り組んでいて、できるだけ単価を上げるようにして何とかやっているわけですから、ただ単に獲り過ぎの結果として減っているというわけではなく、環境の影響も受けていて漁業者も自主的資源管理措置に取り組んでいるということを考慮した文にさせていただかないと。

それから、マイワシが増えてカタクチワシが減っているとしているけど、漁業者の感覚としてはわからない。かといって、6月7月ぐらいに獲れるわけじゃなくて、マイワシも4月5月で終わってしまう。カタクチも10月まで獲れたのが、今では獲れない。

文章的にはいいのかもしれないけど、現場はもうこれ以上資源管理しろと言われてもしょうがない。漁獲量も獲れていても単価が下がるのを防ぐために量を獲らない。水揚金額を維持するために漁獲量を制限しているわけですね。数字だけで、じゃなくて現場の意見もいれていただかないと。こんな書き方されると頭に来る。現場知っている人ならこんなこと書けないですよ。試験場の人も現状を知っていますよ。こんな状況でよくやってくれていると言ってくれている。現場を知っている人や漁師が見たら怒りますよ。これ以上どうしろと。

○板橋統括官

誤解を招く書き方があった。「引き続き」は漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守も引き続きですし、その後にある「加えて、自主的措置として下記の措置」も引き続き取り組んでいただく必要があるということです。既に取り組まれているということは前提として、引き続き取り組んでくださいということです。

①の操業時間制限の下の「また、このほか」から始まる地区ごとの取り組みというのが引き続きの内容でございます。

○齊藤委員

わかりました。口頭で説明されればわかるけど、文章を一辺倒で見るともつと努力しろと読めてしまう。漁師の立場からするとふざけるなど。これ以上何をしろと。今単価より高くなればいいかもしれないけど、今度は売れなくなる。今の単価で仲買さん含めて何とかやっている。加工屋さんも含めて努力してやっているのに、一辺倒にこういう書き方じゃなくて、漁業関係者に配慮した書き方にしたい。毎年見てもいつも配慮のない書き方で、もう少し現場の気持ちを汲んだ文章にしたい。

そちらの言うこともわかるけど、言葉って少し違うだけで違和感があることがあるんですよ。しらすの漁業者も多いけど、本当に資源管理に努力しているわけ、今後とも努力しろなんて言われなくてもするに決まっている。努力した

ら、お金がもらえるわけではなくても努力しているわけで、今後とも努力するのは当然で、そういったことを考慮した書き方にしていきたい。

単価が下らないように操業を止めている。むやみやたらに獲っているわけではないし、黒潮の大蛇行の影響についても触れてくれてない。一般の人が見たら獲り過ぎたから減っただと。

潮がおかしいんですよ。駿河湾では昨年赤潮が発生しなかった。水温が上がっても。栄養塩がないから。県に言っても数値は変わってないというけど。あんだけ暑くても赤潮が出なかったなんて過去にないですよ。漁業者は赤潮が発生しないのは栄養塩が無いと感じているけど試験場は数値は変わっていないというけど。そういった肌で感じることを試験場の人に来た時に言えたけど、来ないから、現場で漁師が感じたことをいう機会がない。もしかしたら、現状が県の方に上がってないのかもしれない。接点が減ってきたから。昔は普及員がたくさんいて、回っていたから話が上にいっていたけど、今は普及員が減って現場の意見を引っ張れないから、一般の漁師がカチンと来る文章になってしまう。こういう文章を作る時は現場の意見を考えて作っていただけませんか。

○板橋統括官

御指摘は2点になるかと思ひまして、そもそも県が、水産・海洋技術研究所の職員も、県庁の職員も現場にあまり行けていない。それにより現場の御意見を吸収できていないということ。おそらく根本にあるのはそういったことなのかなと捉えました。

それともうひとつ、現場の意見を踏まえて文言をもう少し柔らかなものにして欲しいということかと承知しました。

1つめの方が根本的で重要かと考えております。おっしゃるとおり、特に今年度は新型コロナの状況もありまして、あまり現場へ行けていないということもあります。また、調査しないとわかりませんが、現場に普及員が出向けてないこともあるかと思ひます。我々県の職員も、特に私がそうですが去年7月に着任してまだ行けていない漁協もあるので、虚心坦懐に受け入れたいと思ひます。

文言につきましてはカチンと来るといことですが、内容としては誤りはないかと考えております、こう修正した方がいいという御意見はありますか。

○山内参事

補足ですが、資料1の63ページにあります記載例に準拠した書き方をしています。この資源管理指針の目的はそれぞれの漁協さんが取り組んでいる資源管理計画を作る際に、どういう自主的管理措置を入れたらいいかを示すものです。漁師のみなさまが取り組んでいるのは重々承知しているのですが、資源管理計画も作っていただく時目安としての指針です。

○宮原会長

県としては、あくまで資源管理計画を作る上で基準であるからということですが。いかがですか。齊藤委員。

○齊藤委員

文末が「必要がある」ではなくて「いただきたい」とかのほうが柔らかい。一般の人が読んだ時に漁業者は何もしていないと思ってしまうと思うのですよ。



- 宮原会長                   これは、県が資源管理計画の履行を確認するときの基準だと思うのですが。
- 齊藤委員                   県の指針だから、こういう書き方と決まっているなら、それでいいです。ただ、やっているのにやっていないように書かれると困ると意見だけは漁師の代表として言わせてください。
- 鈴木精副会長               指針が漁協、水技研、水産庁まで行くのだらうけど、指針に載っているのは水揚げの数字だけなんですよ。水揚げの数字なんていうのはいろいろな条件が重なるわけですよ。先ほど齊藤委員が言われたように黒潮の大蛇行の影響もあるだらうし。キンメなんかでもずっとデータとってきて、稲取だけの水揚げとかもあるんですけど。昭和50年代に、その当時は一隻に5人も乗っていて、船があふれるほどキンメ船があったのだけでも、50トンという年が3年ぐらい続きました。丁度、私が船に乗り始めた頃ですが、潮の流れが速くて操業しない日が多かったんです。翌年以降には200トン、400トンと漁獲量が上がっていった。数字的に資源量が減っているというのは漁業者としては一番腹立たしい部分がある。また齊藤委員が言ったとおりに普及員が少なくて意見が伝わらないということも有るかと思います。この話を3月18日に静岡県漁連で資源管理型漁業の協議会とキンメの協議会があるので、言おうかなと思っていたのですが、こういった数字を出す時には外部的要因のデータなどを少しでも入れていただけると漁師としては有り難いかなと思います。
- 宮原会長                   そのほかありますか。
- 鈴木伸洋委員               よろしいですか。資料の14ページのサクラエビについてですが、御説明にあったように現在は平成26年の平均CPUEを維持することが適しないため、文言を取ることに理解を示しています。ただ、これは新旧対照にしてしまうとわかりやすいのですが、改正後の文章としてはCPUEの文章がない形になってしまいます。もっと姿勢を出した文のほうがいいのではないのでしょうか。例えば、改正後では資源を回復させるためとなっていますが、改正前では回復させることを基本方向としてとなっているわけですね。この基本方向という文言はなくしてはいけないと思います。また、現行の漁業法ではより科学的知見を踏まえて資源管理するという方向性ですので、水産・海洋技術研究所等の資源研究成果等を漸次導入し管理の高度化を図りつつ、現状の資源管理方策を維持継続する方向として、科学的技術論を十分に踏まえた上で現在のサクラエビ漁業のあり方を堅持していく方向を示すという、そういう文章の方がよろしいのではないのでしょうか。検討してみてください。
- 田中委員                   よろしいですか。今の話を深読みしてしまうと、CPUEの管理というのは、漁獲努力量による管理のことで、これから漁獲量管理にしていくと、CPUEの管理ではなくなるので、漁獲量管理にしたいがゆえにCPUEをなくしたのかなと深読みできると思うんです。こういった深読みというのはありうるんですかね。

- 板橋統括官            まず、田中委員の御質問からお答えします。事務局としてはサクラエビ資源の漁獲量管理を行いたいがゆえに、CPUEの記述をなくしたという意図はございません。鈴木委員御指摘の文言修正については、基本方向という記述を残すべきという御指摘が1点、それからもう1点を受けて修正案を書いてみましたが「減少しているサクラエビ資源を回復させることを基本方向として、水産・海洋技術研究所の資源研究成果等を逐次導入し管理の高度化を図りながら、これまで取り組んできた現状の資源管理方策を維持継続する。」といった修正になるかと思いますがいかがでしょうか。
- 鈴木伸洋委員            私はそういった文案にしてはという指摘です。
- 板橋統括官            資料に書いてある改正後の文言ですと別のこの様に見えることはあるかと考えます。ですから、「図りながら」という文言でいかがかと思っています。ただ、「回復させることを基本方向として」と「回復させるため」だと、基本方向だと基本的な方向はこうだよと、でもそうじゃないこともあるよとなりますので、「資源回復させるため」と書いた方がより強く資源回復を押し込んだ形になるかと思いますがいかがでしょうか。
- 鈴木伸洋委員            そういう解釈もあると思います。今おっしゃった「回復させるため」でよろしいかと思っています。
- 板橋統括官            では、事務局案を修正させていただいて「減少しているサクラエビ資源を回復させるため、水産・海洋技術研究所の資源研究成果等を逐次導入し管理の高度化を図りながら、これまで取り組んできた現状の資源管理方策を維持継続する。」とさせていただきたいと思います。
- 宮原会長                はい、わかりました。
- 田中委員                いいですか。もし修正ができるようでしたら先ほどの齊藤委員の御意見も反映できないでしょうか。
- 板橋統括官            シラスのことにに関してでしょうか。
- 田中委員                そうです。シラスの自主管理の。
- 板橋統括官            自主的管理をやっているのはいろんな魚種でありますので、シラスについて個別に書くというよりは、全体をみて修正することになるかと思っています。
- 田中委員                折角、齊藤委員が現状を伝えているのだから、多少文章を変えられるなら、ちょっと検討してみてもはと思ったのですがいかがですか。

- 鈴木伸洋委員 田中委員、私も今の御意見にはある程度賛成なんですけど、どういう文言が言いかというのが難しいと思うんですよね。
- 田中委員 そうですね。
- 鈴木伸洋委員 齊藤委員が言われたような問題や鈴木副会長が言われたことを、あえてそれを拾いにいくのかという問題もあるかと思うのですが、何かいいアイデアがあれば教えてください。
- 田中委員 加えてと努める必要があるというのがありますが、漁業法改正のとき漁業者は何もしていないじゃないかとずいぶん言われたものですけど、実際にはやっているから、引き続き取り組む必要があるといった意味になればいいかと思います。
- 鈴木伸洋委員 今も取り組んでいるんだと、ただそれを強力にして継承してくださいというニュアンスが必要だと。
- 田中委員 そういう意味です。その辺を汲んでいただければ齊藤委員もいいのではないかと思います。
- 鈴木伸洋委員 私もその意見には賛成でございます。事務局の方御検討お願いします。
- 板橋統括官 検討させていただくために、少しお時間をいただいてもよろしいですか。
- 宮原会長 検討をお願いします。どういう文言がいいかと。  
その他なければ、静岡県資源管理指針の改正については一度中断して次に行きます。事務局の方で検討をお願いします。  
それでは、諮問事項 静岡県資源管理方針の改正について、県当局から説明をお願いします。
- 松浦主査 事務局の松浦です。資料2について御説明いたします。座って説明させていただきます。  
資料2については諮問事項が2つございます。静岡県資源管理方針の変更について（別紙1するめいか、くろまぐろの追加）と特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、となります。  
今回の諮問は、すでに策定、公表している静岡県資源管理方針にTAC漁種のするめいかとくろまぐろに係る資源管理手法等を別紙1として追加する資源管理方針の変更と、同じくするめいか、くろまぐろの知事管理漁獲可能量を設定することの2点です。  
それでは資料に沿って御説明します。まず、1の概要について。別紙1の【制定理由】です。令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法、以下「漁業法」といいます、では水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるた

め、資源管理を適切に行う必要があることが謳われており、農林水産大臣は資源管理基本方針を、都道府県知事は国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、以下、県方針といいます、を定めることとなっています。

県は令和2年12月1日に本県漁業の状況を反映した県方針本体を制定し、令和3年1月1日からは、さんま、まあじ、まいわしの資源管理手法について、別紙1を定め、公表しています。

今回、令和3年4月1日から管理期間が新たに切り替るTAC魚種のするめいか、くろまぐろをそれぞれ定める必要があります、別紙1を策定いたします。

【県方針の概要】です。県方針は、特定水産資源（TAC魚種）について県内の数量配分の基準や漁獲量の管理の手法を定めるほか、特定水産資源（TAC魚種）以外の魚種についても沿岸漁業における自主的な資源管理の考え方や手法等を定めることとされています。

既に策定済みの県方針（本体）の制定・公表に続き、特定水産資源（TAC魚種）別に具体的な管理数量や管理手法を記載する【別紙1】を制定し、現行の県計画の魚種別管理期間が切り替わるタイミングで、県方針に移行します。

策定のスケジュールを下にお示ししています。県方針の策定・公表、別紙1のさんま、まあじ、まいわしの別紙1の策定公表も済んでおり、今回が太字でお示したするめいか、くろまぐろです。なお、7月1日にまさば及びごまさばが切り替わるため、その際には改めて皆様にお諮りいたします。なお、旧指針から県方針への移行を含む全体のスケジュールについては資料最終ページに添付してございますので、後ほど御覧ください。

それでは別紙1の規定内容の概要について御説明します。

【別紙1の規定内容】です。第1の特定水産資源にはTAC魚種名を記載します。第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等については静岡県の上記TAC魚種漁業について、知事管理区分を構成する水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を記載します。第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ではTAC魚種の配分の基準を記載します。第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項では県内で漁業許可数に係る方針、数量管理に関する考え方を記載するほか、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行う場合は、漁業種類ごとに漁獲努力量の上限を記載します。第5のその他資源管理に関する重要事項では、第4に記載する内容以外の重要事項があれば記載します。この内容でそれぞれ魚種ごとに別紙1を策定します。

施行日及び対象となる期間等は別紙1（するめいか、くろまぐろ）については、現行の県計画の魚種別管理期間が切り替わる令和3年4月1日から令和3管理年度として施行します。対象期間は、令和3年4月1日から翌年3月31日までとなります。

なお、この方針、つまり資源管理に関する県の考え方を示した文章とは別に、管理する年後ごとに知事管理漁獲可能量を設定する必要があります。のちほど詳しくご説明しますが、国からの指令書の中で、するめいかについては、知事管理漁獲可能量を「現行水準」とし、くろまぐろについては「漁獲量の総量による管理」とするとされており、こちらについては県告示とする予定です。

この、【漁獲可能量の設定】ですが、スルメイカについては国は、特定水産資源ごとの令和3管理年度の漁獲可能量を定め、そのうち都道府県別漁獲可能量として静岡県分を下の現行水準、つまり以前の若干と同じ、数量の上限は明示しない（かつ漁獲努力量は制限する）という設定をしています。これに基づき下の、【都道府県知事管理漁獲可能量】ですが、国からの通知を受け、県は令和3管理年度の知事管理漁獲可能量を現行水準としたいと考えております。この、現行水準とするに至る経緯は2の諮問事項の中で後程御説明いたします。

次にくろまぐろです。今までくろまぐろは県計画のなかで小型魚、大型魚と一緒に記載しておりましたが、今回の方針からそれぞれ別立てで策定することとなっています。

くろまぐろの小型魚（30キロ未満）については国が定めた静岡県の漁獲可能量は24.2トン。それに基づく本県の県内配分案については3ページ上の表としたいと考えております。次にくろまぐろの大型魚（30キロ以上）については国が定めた静岡県の漁獲可能量は11.8トン。それに基づく本県の県内配分案については3ページ一番下の表としたいと考えております。数量配分の内訳については、2の諮問事項の中で後程御説明いたします。

それでは2の諮問事項についてです。まず、1の資源管理方針の変更について。漁業法第14条第9項の規定に基づく静岡県資源管理方針の変更（別紙1の追加）について同条第4項の規定に基づき諮問します。それから、2 特定水産資源の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の設定ですが、漁業法第16条第1項の規定に基づく特定水産資源（するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の設定について同条第2項の規定に基づき諮問します。

次の4ページに知事から海区会長あての諮問文が添付されておりまして、5ページに、県方針の新旧対照表がございますので5ページ横書きのものを御覧ください。

左が変更前の現時点のもの。右が変更後の新しいものとなります。

それから、変更案の完全版となる溶け込み版を資料2の別添資料として1冊、資料2と別留めにて添付してございます。いまから説明する資料は5ページの横書きのものになります。

今回の変更につきましては、5ページにありますように、県方針本体の最後に、それぞれの魚種について何を定めているかを記載する箇所として第8があり、下線部のとおりするめいか、クロマグロの小型、大型魚について定めることを追加します。

また、それぞれの魚種について、別紙1-4するめいか、別紙1-5くろまぐろ小型魚、別紙1-6くろまぐろ大型魚を定めることとなります。

別紙の具体的内容については6ページ以降の告示案、ただし通常の告示案よりも字を大きくしてありますので、実際はもっと文字が小さく詰まったものになりますが、こちらをお示ししています。

では、諮問事項の1点目である、資源管理方針の変更（別紙1の追加）について、1ページの【別紙1の規定内容】現行水準の場合を7ページのするめいかについて説明いたします。内容はすでに公表しているさんまと魚種名以外は

同じになります。

第1の特定水産資源、にはTAC魚種名が入りますのでするめいか、となります。

第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等には、「静岡県するめいか漁業」、①水域として、「②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域」と指定しています。②の対象とする漁業とは、「静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）」として、静岡県の漁業者全体を指しています。③の漁獲可能期間は、するめいかなので「周年」としています。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、先に御説明したとおり、来期のするめいかは現行水準ですので、「全量を静岡県するめいか漁業管理区分に配分する」と記載します。

第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、漁獲努力量による管理を加える場合は、漁業種類ごとに漁獲努力量の上限を定めています。

漁獲努力量による管理を行う漁業種類は、第4の下表のとおりで、これまでのTAC法に基づく県計画に記載の漁業種類と同じです。

漁獲努力量の管理内容は、1隻または1か統当たりの月ないし年間操業日数としており、本県では県下の漁業者が自主的な資源管理を行う際の最大操業日数としております。以上が現行水準の魚種の資源管理方針別紙1の規定内容です。

次にくろまぐろですが、県計画自体も長いものであり、今回、県計画から県方針に移行するにあたり、まず見た目が大幅に変わりますので先に移行の概要について御説明いたします。資料16、17ページに変更の概要をお示しした表がございます。16ページを御覧ください。第6管理期間のくろまぐろ県計画から令和3管理年度の資源管理方針への切替えの概要になります。

表が縦に3列。一番左が説明項目。真ん中に令和3管理年度からの資源管理方針を、一番右に第6管理期間の静岡県計画をお示ししています。

資源管理方針を中心に御説明していきますが、1の根拠法令は旧TAC法から漁業法に変更となりました。2の考え方ですが、従来は資源管理の基本的な事項と漁獲可能量（枠）を同一の計画に記載されていたものが、資源管理の基本的な事項は長期的な方針として策定し、漁獲可能量（枠）については機動的に定められるよう、管理期間ごとに公表することになっています。また、今回から、くろまぐろについては小型魚と大型魚に分けて記載することとなっています。

3の記載内容では、第1に特定水産資源の名称として、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）を指定しています。第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等では採捕水域、採捕する漁業種類、漁獲可能期間、それから管理手法と採捕した場合の報告期限を、第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準では漁業種類別の配分や留保枠の扱いに関する考え方と期間別の繰越しについて記載します。第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する手法では、採捕量を速やかに把握するための報告体制についてを記載し、第5のその他資源管理に関する重要事項では採捕の数量の公表に関する考え方を記載します。こちらには、従来の県計画に採捕停止命

令を発出する際の要件が記載されておりましたが、採捕停止については、今回、漁業法に明記されたこと、また県の採捕停止規則があることから県方針には記載しておりません。

4の漁獲可能量の公表については、県方針とは別で公表します。5の採捕の数量の公表については、従来は県計画の中で7割、8割若しくは9割を超え、またはそのおそれのあると認めるそれぞれの時点で判断し、それぞれ超えるおそれのあるときまたは超えたときの早期是正措置が事細かに記載されておりました。

しかし、表中6の早期是正措置にあるように、今回の県方針からは公表時点の割合や具体的措置については別途定めることとしているため、県方針には記載がありません。

以上のように変更をしておりますが、今回、県方針の本体部分に県の考え方を移行したもの、また別途定めることとしたもの以外については内容としては基本的に同じとなります。

それではくろまぐろ（小型魚）について別紙1-5の内容を御説明します。7ページにお戻りください。

第1の特定水産資源はくろまぐろ（小型魚）となります。第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等では、管理区分を細かく定める必要があります。このため、第2の1では今の県計画と同じように、小型魚は漁業種類ごとに、また1年を4か月ごと3つの期間に区切っていることから、漁船漁業等については「静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等4-7月まで」といったん区切り、①水域②の対象とする漁業③の漁獲可能期間を定めていきます。②の対象とする漁業では現在の漁船漁業等が収まるよう、定義づけをしています。

漁獲可能期間は、現在も行っている1年を3期間に分ける考え方ですので4月1日から7月31日としています。漁獲量の管理の手法等は漁獲量の総量の管理、すなわち今と同様の数量管理となります。①と②に報告の基本的期限をお示ししています。

第2の2は管理の期間を8月から11月まで、続く8ページの第2の3は管理の期間を12月から翌3月までとして、それ以外の内容は第2の1で定めたものと同じ内容です。

次に定置漁業についての記載です。8ページの下に4静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業とありますが、こちらでは定置漁業を漁船漁業等と同じく4か月ごとに区切って、同様の内容で記載しています。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準では、1で留保枠の設定およびその取扱い、2で1年を3期間に分けて数量管理する際の割当量の取扱い、そしてこれ以外の数量の変更については静岡海区に意見を聞いた上で数量を配分していくことについて定めています。

第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、現在も行っている日々の緊急報告体制や取り組むべき管理措置等について定めています。

第5のその他資源管理に関する重要事項では、法第31条（知事管理漁獲可能量

を超える可能性がある場合の助言、指導、勧告) についての取扱いについて大枠を記載しています。

なお、先ほども県計画から県方針への移行の表のところでお話しましたが、7割を超えて以降、県がどの段階で数量を公表し、早期是正措置を行うよう助言、指導、勧告することについては別途定める予定です。

次に1-6クロマグロの大型魚についてです。

基本的な構造、記載内容は小型魚と一緒にです。ただ大型魚は小型魚のように1年を分割して管理せず、周年管理となりますので、漁船漁業等及び定置漁業についてそれぞれ定めております。

以上が県方針の変更内容となります。内容に御異議がなく承認された場合は、国へ承認申請を行った後、承認された後で、17ページから21ページの内容で県公報に告示します。県HP上でも公表する予定です。

次に、県方針とは別に定めて公表する必要のある令和3管理期間の知事管理漁獲可能量の制定について御説明します。

知事から海区会長あての諮問文を18ページに添付してございます。するめいか、くろまぐろについてそれぞれ御説明します。

するめいかについては19ページに国からの通知をつけています。国からの令和3管理年度のするめいかの本県への当初配分通知となり、配分を「現行水準」と定めています。従前のTAC計画の時と表現が少し変更されていますので、御説明します。次の20ページを御覧ください。

上半分がこれまでのTAC法に基づく配分の考え方で、するめいかは、「若干」となっていました。今回から、漁業法に基づく配分の考え方に変わったため、数量明示による配分の対象以外で平均漁獲実績が1トン以上は、原則として「現行水準」と定めることになりました。これにより、するめいかは「現行水準」となっております。言い回しは変わりましたが、漁獲可能量の県配分は従前と変わりありません。

これにより、知事が定める、知事管理漁獲可能量の設定についても、「現行水準」として定めようとしており、御異議がなければ、海区の答申を受け国の承認を経て、都道府県知事管理漁獲可能量を表の1～3のとおり「現行水準」と定め、告示したいと存じます。

次にくろまぐろですが、21ページに国からの当初配分量の通知を添付しています。国が定めた本県の当初配分は今年度と同じく小型魚24.2トン、大型魚11.8トンです。次にこの数量を県のなかでどう分けるか、というところを22ページにお示ししています。1の知事管理量、採捕の種類別、期間別の割当量の案を御覧ください。県全体の数値は今年度と同じですが、来年の配分については表中の数値のとおりですが、小型魚で分け方を若干変えております。

表の下のポツのうち、1つ目を御覧ください。小型魚の県留保は今まで1割としておりました。しかしながら、近年、マグロの来遊パターンが相当変化しているため、今まで以上に柔軟に配分する必要があると考え2割としています。大型魚については全て、今年度と同じ数値にしております。また、小型魚の全体量から2割を除いた残りについては、従来どおり過去の実績比率に基づき漁船漁業等と定置漁業に配分しています。



2つ目のポツになりますが、小型魚については期間別の割当量について、1年を3期間4か月ごとに分けて管理していますが、そのわけ方の比率も今年度と同様にしています。なお、期間別の割当量の残枠は全てを翌期間に繰り越します。

その他、繰越や再配分についての予定がありますが、こちらについては事象が生じた場合に改めて御説明いたします。

以上がくろまぐろの配分案でございました。するめいかとくろまぐろを含め、知事管理漁獲可能量の告示案を隣の23ページに記載しています。数量の配分についてお諮りし、御異議がない場合は、この案で水産庁に申請し、承認後、県公報に告示し、県HP上でも公表する予定です。

なお、県方針及び知事管理漁獲可能量の告示について、するめいかについては修正ないままですが、くろまぐろについては、大枠について水産庁の了承はいただいておりますが、一部修正が入る可能性がございますが、この内容を前提として御審議いただきたいと存じます。このほか、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任していただきたく存じます。

以上、御審議の程よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたので、このことについて、御意見、御質問がありましたらお願いします。

○田中委員

2点あって、まず静岡県の定置漁業というのはいわゆる定置漁業権だけのことで、小型定置は第2種共同漁業権に基づくものはないのかということが1点。従来ではTAC法では数量明示、若干、配分しないの3つがあったのが、改正漁業法では数量明示、現行水準、配分しないの3つに変わるということでしょうか。

○松浦主査

まず、1つ目の御質問に回答いたします。田中委員の御質問は定置漁業には共同漁業権に基づく小型定置と定置漁業権の2つあるが、静岡県には小型定置があるのかということだと思いますが、静岡県では小型定置は知事許可漁業で行っています。ここでいう定置漁業というのは、資料の県方針の溶け込み番の5ページのさんまの第4のところの3行目に定置漁業の定義をしています。

○田中委員

定置漁業というのはこの2つを言っているんですね。

○松浦主査

静岡県では共同漁業権の中に小型定置はなかったと思います。

○田中委員

静岡県は珍しいよね。普通なら水深27m以浅は共同漁業権ですけど、静岡県は知事許可漁業で許可を出しているということだよ。

○松浦主査

はい。

○田中委員

定義は書いてあるわけね。もしそれがないと大丈夫かなと思ったので。

2つ目の若干と現行水準について。

- 松浦主査 若干だったものが現行水準になります。ただ、今までも若干といっても管理すべき数量が内々できていて、その数量を超えないようにというところはありません。
- 田中委員 当面はくろまぐろのような細かなところも数量明示にするものは、魚種は増えない感じですか。
- 松浦主査 増えないと思っています。くろまぐろは国際資源なので沿岸の一本釣も曳縄も、皆でものすごい管理をしています。担当としての感覚としては国際資源だからというのが強いです。
- 田中委員 他の魚種ではそこまでやらないと。今のところは大丈夫という感じですか。
- 松浦主査 そう感じております。
- 田中委員 分かりました。ありがとうございます。
- 日吉委員 するめいかの管理について数量を聞きたいのですが。実は現行どおりということですが、内々には数量があるという今話されていましたが、御教えいただくことは可能ですか。
- 松浦主査 資料2の19ページを御覧ください。国から目安数量として129トンです。ただそれが公表されるといったものではないです
- 日吉委員 定置協会から漁船漁業にくろまぐろの大型魚の枠を融通するという話はどうなっていますか。
- 松浦主査 それは現在の管理期間の話なので、次の資料3で諮問させていただきます。
- 日吉委員 わかりました。
- 宮原会長 御意見が出つくしたようですので、(1) 諮問事項 静岡県資源管理方針について、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 宮原会長 それでは本委員会は、諮問事項 静岡県資源管理方針について、原案のとおり了承することを決定いたします。  
それでは、諮問事項 静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更)について、県

当局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

資料3を御覧下さい。諮問内容は静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更）についてです。

先ほどは、令和3年4月からの県方針について御説明しておりましたが、今からの諮問は、今年度、この3月末日までの管理期間の話となります。よろしくお願いします。

今回は漁船漁業等と定置漁業で一部融通を行うこと、また他県から大型魚をもらえることになりましたので、その内容について諮問いたします。

まず、Iの経緯です。くろまぐろの資源管理の経緯は、毎回読み上げておりますので今回割愛させていただきます。また、次に資源管理にかかる近年の状況についてです。

くろまぐろの数量管理については漁獲枠を超えることがないように進めてきたところですが、その一方で、近年は消化率も高くあることが求められるようになっており、追加配分や融通申請の際には前管理期間の消化率を考慮した配分が行われるようになり、自県枠の確保のために県内の漁獲量管理においても高い消化率で管理期間を終わらせることが必要となっています。

今回、皆様にお諮りするのには、IIの諮問事項の1にありますように、「静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」に基づく本県の漁獲枠についての計画変更です。

変更は2種類です。（1）県内の未消化枠を有効活用し消化率を高めるため、小型魚については漁船漁業等の枠の一部を定置漁業に移動し、大型魚については定置漁業の枠の一部を漁船漁業等に移動するという県内融通の実施と、（2）大型魚については、国が仲介する融通ルールに基づき他県からの譲受が成立したため、増枠分を漁船漁業等に配分することです。

では、現在の県全体の消化状況について御説明します。2ページにある表を御覧ください。知事管理量、採捕の種類別、期間別の割当とその消化状況です。日付は3月2日のものです。区分、小型魚の知事管理量のうち、漁船漁業等と定置漁業の残りの数量をお示ししています。漁船漁業等では残り18.1トンとなっております。一方、定置漁業は、海区でも今年は県の留保をすべて定置に充ててきており、現時点の消化状況はこのようになっております。次にそれぞれの漁業の状況について御説明します。

小型魚の県内漁獲状況については、漁船漁業等では、冬季の漁獲対象が変化しており、くろまぐろ以外の魚種が来遊。そちらの魚値が高いこともあり、例年に比べくろまぐろの採捕量が少ない状況にあります。一方、定置漁業では、大きな群が入網する状況にはないものの、漁業種類別の消化率は既に約80%近くとなっています。

大型魚の県内漁獲状況については、漁船漁業等では現在が最盛期であり、漁業種類別の消化率は60%近くとなっています。今日も出漁しており、気象・海象が整えば3月31日まで出漁・水揚げは継続する一方、定置漁業では、過去の

入網状況から、大型魚が採捕される時期は過ぎたと判断しています。

こういった中で、漁船漁業等から小型魚の枠の一部を定置漁業に、定置漁業から大型魚の枠の一部を漁船漁業等に移すということになっています。漁船漁業からの分については来年度の計画について県内を東中西部の漁協さんを回って説明した際に相談し、改めてファックスで照会をして異存ない旨回答を得ています。定置漁業からの分については、前回の海区で日吉委員からご提案いただいた後、協会の会員宛、枠の移動について意見照会を行われこちらも異存ない旨回答を得たと聞いております。

最後に、譲渡による計画変更についてです。今般、大型魚について、静岡県と他の都道府県間の融通調整が成立したことにより、令和3年3月1日付けで国から第6管理期間（R2.4～R3.3）の静岡県配分量について次の通り意見照会がありました。30キログラム未満の小型魚はそのままで、30キログラム以上の大型魚は30.0トンから+4.0で34.0トンとなる予定です。この数量変更による大型魚の受け入れは、今後も採捕が続くと見込まれる漁船漁業等に配分する予定です。表の下に融通の経緯とルールを記載してございますが、一番下の※にあるように、今回の手続きは他県からもらうのみ、の譲受に当たります。

それでは計画変更後の数値について御説明します。4ページに変更の概要をお示ししております。静岡県計画の変更（案）です。本文は12ページとなっております。第2の知事管理量及び第3の採捕の種類別の割当量、期間別の割当量について、期間当初の数量と直近の第5回の変更後の数量、それから今回の変更後の数量（案）をお示ししています。太字で下線を引いてある部分が変更点です。

4ページの表では分かりにくいのでいつものように5ページにある表を元に説明をいたします。表の一番左が今回の変更になります。先にお話ししたように小型魚については県全体の量は変わりませんが、漁船漁業等から定置へ3トン移動、これにより定置漁業がプラス3トンとなります。次に大型魚です。こちらは他県からの移譲がありますので、県全体がプラス4トン。それから、定置漁業から漁船漁業等へ3トン移動するため定置がマイナス3トン。これにより、漁船漁業等ではプラス7トンになります。以上が今回の県計画の変更（案）となります。

6ページ以降について御説明します。6ページに今回の諮問として、知事から海区会長にあてた計画変更の諮問文を、次の7、8、9ページに計画変更にかかる国の照会文と本県の回答を添付しています。

10、11ページが静岡県計画の新旧対照表となります。第2のクロマグロの漁獲可能量について静岡県の知事管理量に関する事項の留保の開放と大型魚の数量変更を、それから第3のクロマグロの知事管理量について、採捕の種類別、海域別または期間別の数量に関する事項については10ページに【採捕の種類別の数量】及び【期間別の数量】の変更点を示してございます。

この変更について、静岡県計画の全文を12ページ以降に添付してございます。

また、今回の御審議により承認していただいた場合には、国への計画変更の承認手続きを行い、国の承認が降りた後、県の計画を公表いたします。

公表の際は、21ページの案のとおり静岡県公報に掲載いたします。こちらに

つきましては細かな字句の修正があった場合は事務局に一任させていただければと存じます。また22ページに今回の変更の根拠となります旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条の抜粋を添付しております。以上、この県計画の変更について御審議願います。よろしくお願ひします。

○宮原会長                    ただいま、県当局から説明がありましたので、このことについて、御意見、御質問がありましたらお願いします。

○李委員                      はい。融通のルールに関しては明文化されたものがあるのですか。国から要望があるか調査が有るのか。それとも、県同士で話し合っただけでいいという感じなのか。そのあたりがどうなっているのかを教えてください。  
それからプレジャーボートに関してなんですが、資料の20ページの(1)のところはプレジャーボートで、(2)のところは遊漁船業者のことが書いてありますが、遊漁船業者は漁業者が兼業している方が多いし、専業の方も顔を知っている人も多いから、管内の漁業者の取組を守っていることが多いと思うんです。それに対して指導すると書いて有るのです。一方で(1)のプレジャーボートに対しては協力を呼びかけるとしか書いてないのですね。プレジャーボートでの採捕の実態が必ずしも明らかでないとなっているのですが、実態を明らかにする必要があると思っています。今後静岡県だけどうするかという話ではなくて、国でどうするのか考えるべきか考えるべき課題だと思います。

○松浦主査                    1点目から回答いたします。融通については国の定めたルールとか、手順がありまして、李委員がおっしゃるように県同士でやると枠が欲しい県、枠をあげたい県や枠を交換したい県がぐちゃぐちゃになってしまうので、国が要望を聞きます、国が仲介しますと。一定のルールで配分されています。

○李委員                      それは公開されていますか

○松浦主査                    水産庁のホームページには載っていないのかと思いますけど、融通のルールについては公文書が存在し、今回みたいにただ枠をもらう県は25トンに去年の消化率をかけた値が申請できる最大の数となっている。静岡県では16トンまでがマックスになります。

プレジャーと遊漁については御指摘のとおりで、ここは国のことになるので、今後動きがあるかと思っています。

○宮原会長                    そのほかありますか。

○松浦主査                    日吉委員いかがですか。

○日吉委員                    県内の漁業者間でもこうやって融通できるということはいいことだと思います。

○宮原会長 御意見が出つくしたようですので、諮問事項 静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更）について、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○宮原会長 それでは本委員会は、諮問事項 静岡県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（計画1の別に定める「くろまぐろ」に関する事項の変更）について、原案のとおり了承することを決定いたします。

それでは、続いて（1）諮問事項 知事許可漁業の許可の基準についてと協議事項知事許可漁業の許可の方針、知事許可漁業の許可制限措置及び条件について、こちらの3件については関連がございますので一括で審議いたします。県当局から説明をお願いします。

○山田主査 資料4を御覧ください。知事許可漁業の許可等に関する取扱方針、制限措置及び条件、許可の基準について全て関連していますので一括で御説明いたします。

知事許可漁業には漁業法第57条第1項の農林水産省令で定められた中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業と漁業法第57条第1項の規則で定められた小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業等の18の漁業種類がございます。

現状の知事許可漁業の許可の有効期間は令和3年8月31日までであるため、令和3年9月1日付けで許可証を更新する必要があります。

許可の更新に当たり知事許可漁業の取扱方針等を定め、この取扱方針等に基づいて新たな許可証を発給する必要があります。なお、知事許可漁業の取扱方針等には①から③の項目がございます。今回はこの3つの項目について御協議いただきたいと考えています。

知事許可漁業の取扱方針等を定めるに当たり、沿海漁協等に知事許可漁業に関する要望調査を行うとともに、その要望内容については、12月に開催された海区漁業調整委員会で御協議いただいたところです。その中で資源保護や漁業調整の観点から支障がないと判断された「たい2そう船びき網漁業」の漁業時期について当該方針に反映していくこととしております。

また、今回、漁業調整規則第11条第5項に規定された「許可の基準」を新たに定めます。

それでは協議事項について説明します。

知事許可漁業の許可等の取扱方針、制限措置及び条件の修正のポイントについてまず説明します。

1つ目は、今回の修正箇所につきましては、主に漁業法及び漁業調整規則の改正に伴う修正、具体的には条項ずれ、取扱方針から制限措置へ、漁業調整規則から制限措置又は条件への移行を行っており、内容についてはほぼ変わっておりません。

2つ目は、これまででもそうですが、許可漁業を行うにあたり、例えば「日没から日出までは操業してはならない」など許可に条件をつけております。ただし、「条件違反は罰則の対象となりうる」ことから、条件には構成要件としての明確性

が要求され、他者の同意等により条件違反かどうかが変動することとなるのは  
適当ではない」との国の技術的助言を踏まえ、修正を行うこととしております。

それでは実際の修正点を説明します。

まず基本方針についてです。基本方針については資料4の別紙の1から2ペ  
ージに示しています。説明については資料4の2ページを御覧ください。

漁業法及び漁業調整規則の改正に伴い、条項を合わせる修正を下線で示して  
います。

次に、2つ目のポツですが、その下に示しております。漁業調整規則第15条  
を御覧ください。許可の有効期間を示しています。第1項第1号において、こ  
れまで3年としていた有効期間が今回の改正で国の規則例に従い5年となりまし  
た。ただし、本県においては昨年10月の海区でも御協議いただきましたように  
一斉更新に向け、それぞれの知事許可漁業から要望が多数上げられており、漁  
業調整用件が多数あると認識しています。このことから15条の第2項に規定さ  
れておりますように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短  
い期間を定めることができるとなっておりますので、知事許可漁業については、  
引き続き、有効期間を3年として様子を見ていきたいと考えています。別紙資  
料1頁を御覧ください。(6)の短期許可等についての事項に1として「規則第  
4条の許可のうち、以下の2から4までの漁業を除き、漁業調整上又は資源保  
護上の観点から有効期間を3年とする。ただし、同一の漁業については同一の  
期日に満了するように定めるものとする」を加えたいと考えています。

また、このことにつきましては諮問事項となりますので、次回の4月予定の  
海区漁業調整委員会で正式に御諮りしたいと考えています。その前提として今  
回御協議いただきたく説明しました。

次に別紙の2ページを御覧ください。(8)の規則第16条と第27条との同時適  
用についての規定ですが、これまで漁業ごと及び船舶ごとの漁業許可を受けた  
ものが、その許可を受けた船舶を他の船舶に変える場合、規則第16条と第27条  
のそれぞれの条項にかかる申請が必要、つまり申請書が2つ必要でしたが、規  
則の改正に伴い事務手続きが緩和され、同時適用されることがなくなりました  
ので削除いたします。

基本方針については以上です

続きまして漁業別の許可等の取扱方針についてです。

別紙の3から16ページまでが修正した取扱方針になります。

漁業法及び漁業調整規則の改正に伴う条項の修正、規則の改正により、許可  
等の制限措置で規定することとなりましたので、取扱方針で定められていた総  
トン数及び推進機関の馬力数の制限については基本的に削除し、制限措置に移  
しました。

次に、小型機船底びき網の手繰第1種漁業(いかり止め)については、これま  
で2隻に限定され許可されていましたが、本有効期間中に全て失効し、今後漁  
業が行われる見込みがないため、削除しました。

空釣こぎは漁業調整規則の改正により禁止漁業となったことから、削除しま  
した。

別紙にはすでに削除したものを示しております。

最後に、漁業調整規則の改正に伴い、規則から「附属漁船の使用承認」の規定が削除されました。しかしながら附属漁船については引き続き使用承認を出して管理する必要があるため、「附属漁船の使用承認に関する取扱要領」で定め、運用していくこととしております。要領につきましては別紙8ページの附属漁船の使用承認に関する取扱要領として示しました。基本的に旧規則の規定内容に準じて示しています。なお、該当するまき網漁業につきましては、例えば10ページにありますように、中型まき網、いわし、あじ、さば、かつお、まぐろまき網の6条件の(2)に「当該漁業のために附属漁船を使用する場合は、別に定める取扱要領に基づき使用承認を受けなければならない」と規定しています。

次に漁業別許可の制限措置及び条件についてです。

別紙の10から36ページに示しております。

なお、制限措置につきましては諮問事項となりますので次回の海区漁業調整委員会で、正式に御諮りいたしますが、事前に御協議いただきたいため、御説明するものであります。

資料4の2ページ③を御覧ください。

修正した部分につきましては、漁業調整規則の改正により、これまで取扱方針で定めていた総トン数及び推進機関の馬力数の制限について許可等の制限措置に移行したこと、たい2そう船びき網漁業につきましては、背景でも説明しましたが要望が採用されましたので漁業時期を変更いたしました。漁業調整規則の改正に伴い、規則から削除した表の項目について、制限措置や条件で規定いたしました。このような修正を行っています。

最後に修正のポイントでも示しましたが、「条件違反は罰則の対象となりうることから、条件には構成要件としての明確性が要求され、他者の同意等により条件違反かどうかの変動することとなるのは適当ではない」との国の技術的助言を踏まえ、修正を行う部分についてです。

これまで、一部の許可漁業の条件に記載されていた「漁業権漁場内において操業する場合は当該漁業権者の同意を得なければならない。」、「操業に当たっては当該漁業権者の同意を得なければならない」については、条件違反かどうかの変動することとなりますので、条件から削除し、同意が得られている場合は、操業区域に反映させることを考えています。現在整理を行っており、必要な場合は操業区域に反映いたします。なお、整理が必要な漁業につきましては別紙資料10ページに示していますように網掛けで表示しております。

また同様に、これまで、許可の区分又は対象が「しらす船びき網」及び「しらす、いわし船びき網」の一部根拠地において、条件に「知事が指定した海面で操業してはならない」と規定されておりました。そもそものこの規定については昭和40、50年代にしらす船びき網とまき網との漁業調整の結果、規定されたものと推測されますが、条件違反かどうかの変動することとなりますので、条件から削除しております。なお、ここ何度かの一斉更新が行われておりますが、実際に指定された事例はございません。さらに各団体の事務局には規定を削除する旨説明し、御理解いただいております。

最後に諮問事項になります。

資料4の1ページの背景の一番下に規則第11条第5項に抜粋を示しましたが、



許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が、公示した船舶等の数を超える場合においては、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとあります。今後一斉更新などを行うにあたり、船舶の数等を定めて許可する必要があるため、事前に定めるものであります。諮問事項としております。

諮問文については資料の5ページに示しています。

許可の基準につきましては6ページに示しておりますが、内容につきましては、4ページに示しております旧規則第26条で「許可の基準」に準じて作成しております。本規定では実績を有する者が優先されること、従事者が自立を図る承継についても勘案して基準を定めるよう規定されており、この規定に準じて作成したものが6ページになります。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたので、このことについて、御意見、御質問がありましたらお願いします。

○李委員

操業区域が共同漁業権漁場内であるときに、条件に漁業権に基づく漁業の操業を妨げてはならないという条件が付いているのと付いていないのがありますが、その違いは何ですか。例えば、資料の別紙の12ページの小型機船底びき網のところ漁業権に基づく漁業を妨げてはならないという文言が付いていたり、付いていなかったりするのですが、なにか理由があるのですか。

○山田主査

共同漁業県漁場内で行う知事許可漁業について、そのような条件が付している漁業があります。条件が付いている、付いていないの違いは、過去にそういった調整要件があったものに付いているのではないかと思います。

○李委員

過去に調整があったものに関してはこういった文言がついている。これがついていないのは過去に大きなトラブルもなくということですね。わかりました。

○宮原会長

御意見が出つくしたようですので、諮問事項 知事許可漁業の許可の基準について、協議事項 知事許可漁業の許可の方針について、協議事項 知事許可漁業の制限措置及び条件について、以上の3件について原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○宮原会長

それでは本委員会は、諮問事項 知事許可漁業の許可の基準について、協議事項 知事許可漁業の許可の方針について、協議事項知事許可漁業の制限措置及び条件について、以上の3件について、原案のとおり了承することを決定いたします

それでは、諮問事項 あおりいかしば漬け網漁業の許可について、県当局から説明をお願いします。

○松浦主査

それでは、事務局の松浦からあおりいかしば漬け網漁魚の許可について御説明いたします。

あおりいかしば漬け網漁については、最近の海区で特段お諮りしたことはなかったのですが、先ほど、資料4で山田から説明があったように、知事許可漁業の一斉更新に向け、知事許可漁業の許可等の取扱い方針、制限措置及び条件、許可の有効期間について海区漁業調整委員会にお諮りしたうえで修正していくこととなりますが、このしば漬け網漁は一斉更新の前の、4月半ばから漁期が始まるため、他の知事許可漁業に先立って諮問をいたします。

あおりいかしば漬け網漁業とは、あおりいかを漁獲対象とする船曳網漁業です。

このしば漬け、の「しば」は意味合いとしては山に生える雑木を指します。昔話の桃太郎に出てくるおじいさんは山へ柴刈りに、おばあさんは川へ洗濯に行きました、の柴で山に生える木の枝を指します。

漁業の話に戻りますが、ここではヤマモモや椎の木等の常緑樹の枝でアオリイカが産卵する粗朶礁、これは雑木の枝を束ねたものを指します、それを人工的に作り、産卵に来たあおりいかを網で囲み、粗朶礁は引き揚げずにイカだけを引寄せて漁獲する漁業です。

木の枝が密集したようなところにあおりいかが産卵しに来るので、その習性を利用して粗朶礁周辺にいるイカを網で採るとするのがこの漁業になります。

網の形は下の図の右側のとおりで、船曳網漁業に該当します。

操業は1回当たり30分から1時間かけて行い、下の図の右側にあるように、粗朶礁の周りを船でぐるりと一周して網を広げ、その範囲にいるイカを採捕します。

粗朶礁は網を引き揚げるときに一時的に水中に吊るした状態になりますが、網を上げたあとまた海に戻します。粗朶礁はあらかじめ複数の場所に設置しており、1か所目を曳いてから2回目の操業を行う時は別の場所で漁を行います。

それでは下の許可の取扱いについて御説明します。

「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 1基本方針（6）短期許可等について」において、あおりいかしば漬け網漁業については「来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可（おおむね来遊期間内）とする」と定めています。

このため、許可の期間については、基本方針策定時にあらかじめ皆様に許可の有効期間をお諮りしてあった、ということで今まで個別に諮問することなく許可を発出しておりました。

この度、漁業法が改正され、知事許可の発出前に、制限措置の内容、有効期間等を定め公表することとなり、今回、皆様にお諮りいたします。

まず、現在発給している許可の件数ですが、沼津市では静浦漁協と内浦漁協、伊豆市では伊豆漁協の土肥支所となります。許可件数の推移は直近5年分では以下のとおりです。静浦が5件、内浦は令和に入ってから変動がありますがこれは自然減が一部入っており令和2年漁期は8件で合計13件、それから土肥では3件となっております。

漁業法の改正により、許可件数を定めることとなり、この3漁協に対して現通りの定数としてよいか確認したところ、良いという回答が得られましたので定数はこの通りとしたいと考えております。

それから操業区域について。この漁業は共同漁業権内に粗朶礁を設置して、その周辺で行っています。

実際の漁獲状況です。取扱方針では、あおりいかは来遊状況が年によって変動することを前提とした短期許可で、おおむね来遊期間内と定めています。このため、あおりいかの漁獲状況を見るために漁獲成績報告書の提出を義務付けており、そのデータを元に地区ごとの漁獲量とCPUEをグラフにてお示ししております。

下の3つのグラフが静浦、内浦、伊豆市土肥の漁獲状況を表したものです。平成31年に比べ令和2年漁期の漁獲量及びCPUEがぐっと下がっておりますが、令和2年漁期はコロナウィルス感染症の関係で漁獲量、CPUEともに低くなっています。これは、特に沼津が顕著ですが、緊急事態宣言が出ていた4月がこの漁業の開始時期にあたり、今年はコロナの影響で漁を取りやめた漁業者さんがいたり、もっとも獲れる時期の4、5月を外して漁をしたことが反映されていると考えられます。それを除外すれば、現在は目立った減少傾向にないことから4ページの告示案の内容で許可を行うこととしたいと考えております。

それでは諮問事項です。あおりいかしば漬け網漁業の制限措置の内容、有効期間等について、静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。

制限措置及び許可を申請すべき期間、それから静岡県漁業調整規則第15条第2項に基づき定める有効期間についての諮問文は3ページに、諮問内容となる告示案については4ページに記載しております。4ページを御覧ください。

告示分の1 船曳網漁業に分類されるあおりいかしば漬け網漁業の漁業種類、操業区域、漁業期間、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、許可または起業の認可をすべき船舶等の数は以下の通りです。

具体的には操業区域の上の段が沼津市で静浦、内浦が対象。操業期間は4月15日から8月31日まで。船の馬力数や総トン数に定めはありませんが許可をすべき船舶の数を2漁協あわせて13としています。操業区域の下の段は伊豆市で伊豆漁協土肥支所が対象。操業期間は5月16日から8月31日まで。船舶の馬力数、総トン数は沼津と一緒に、許可または企業の認可をすべき船舶等の数は3としています。

表の下、(2)許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年3月25日から4月7日まで。(3)漁業を営む者の資格は、根拠地に当該漁業に使用する船舶を有する者。(4)備考として、この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和3年8月31日までとしたいと考えております。皆様にお諮りし、了承が得られた場合は、当告示案通りに県公報に掲載いたします。

以上よろしく申し上げます。

○宮原会長

ただいま、県当局から説明がありましたので、このことについて、御意見、

御質問がありましたらお願いします。

- 田中委員           調整規則が変わって、従来は許可内容と言っていたものが制限措置の内容になって、許可の制限条件というのが許可の条件になったという理解でいいのですかね。
- 松浦主査           はい。
- 田中委員           従来とちがって制限措置、許可の条件というのに違和感があったけど、許可の内容と制限及び条件が変わったということだね。
- 松浦主査           そのとおりです。
- 田中委員           わかりました。
- 眞鍋委員           ご丁寧な説明ありがとうございます。しば漬け漁なんですけど資料の図なんですけど、左の図の真ん中のしばに卵を産み付けにきたアオリイカがいるわけですよ。その産み付けにきたところを網で囲うのですか。つまり獲るのは産卵したアオリイカじゃなくて、産卵されて孵化した後、大きくなったアオリイカを獲るということですか。
- 松浦主査           獲り方としては産卵の時期に柴を入れます。写真などを見ますと木に卵がくっついていきます。網の目も大きいので産まれたイカは抜けてしまいますので、基本的に卵を産み終えたいかが、産みにきたイカも入ってしまいますが、周辺を泳いでいますので、そのイカを船びきで曳いて揚げるようなそういう漁です。
- 眞鍋委員           卵が大きくなったものではなくて、大人のイカを獲るということですか。
- 松浦主査           大人のイカを獲っています。
- 眞鍋委員           卵はそのまま、育てて大人になったら獲るということですか。
- 松浦主査           直接の場に戻ってくるかはわかりませんが、柴を入れている間に卵が孵化して、卵が皆なくなったら柴は撤去する。大きくなったイカは、ずっとそこに住んでいるわけではないので、海を回って、またアオリイカの産卵にきたら、産卵が終わったイカをねらって、柴の周りを網でひくような漁法です。
- 眞鍋委員           そうすると卵はまだお腹の中に持っているものも獲るし、産み終わったものも獲るということですよ。この図の中で2つの網があるということですか。左の図だと生簀の様にしばの周りを囲って、その中を船が回って、その船に曳き網がついているということですか。

- 松浦主査 右の図のような網の片方を杭にくくりつけて、柴の周りを回ると左の図の様になります。網を手で手繰り寄せていかを獲ります。
- 眞鍋委員 網は2つ使うのですか。
- 松浦主査 網は1つしか使わないで、右側にある網を左の図の様に仕掛けます
- 眞鍋委員 生簀の様に囲ってから、中で網を曳くというわけではないということですか。
- 松浦主査 1つの網で図の左のような状況にしてで網を手で船にあげて、中に入っているイカを獲る。
- 齊藤委員 柴を入れて、それごと網にかけて、柴だけ海に戻します。その時に網に入ったイカを獲る
- 眞鍋委員 いまいちつかめませんが、わかりました。卵のついた柴を戻して、卵は勝手に育って、孵化する時には網はなくなっているんですね。
- 松浦主査 そうです。
- 眞鍋委員 ありがとうございます。
- 日吉委員 いいですか。これは卵を産みにくる漁法ですよ。反対ではないですが、私の漁協では粗朶礁を入れて、資源回復を図っています。また、当委員会の指示で保護もしています。  
本来は、産卵に来るイカを獲る漁法ですので、すこしひっかかるのですが、今の資源保護管理の流れには少し合っていないのではないかと思います。
- 松浦主査 眞鍋委員には後ほど、操業風景の写真をお送りします。
- 眞鍋委員 ありがとうございます。
- 宮原会長 御意見が出つくしたようですので、諮問事項 あおりいかしば漬け網漁業の許可について、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 宮原会長 それでは本委員会は、諮問事項 あおりいかしば漬け網漁業の許可について、原案のとおり了承することを決定いたします。  
それでは、指示事項 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、県当局から説明をお願いします。

○池谷主幹

資料6を御覧下さい。「点火いさり漁法による水産動植物の採捕」に係る委員会指示について御説明いたします。

本指示は、漁業者以外の者が光力を使用しながら「たも網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法により水産動植物を採捕することについて制限しているものですが、まず、本指示が発令されるに至った経緯等について説明いたします。

平成15年6月の漁業調整規則の一部改正により、従来制限してきた、遊漁者による光力を使用しながら「たも網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法（点火いさり漁法）を全面的に解除しました。

しかし、遊漁者の点火いさり漁法は、水産資源の保護培養及び漁業者の漁場利用に与える影響が大きいと判断されることから、漁業との調整を図るため、委員会指示に基づく海域や隻数を制限した承認制としています。具体的には遊漁船業者が遊漁者等を乗船させて行う場合や試験研究機関等が試験研究等の目的で行う場合など、水産資源の保護培養や漁業調整上の支障がないときに限り認めるという委員会指示を毎年更新しております。現行指示の有効期間は令和2年6月1日から令和3年5月31日までとなっています。

2ページを御覧ください。承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域として、A海域とB海域を定めております。A海域は沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内、B海域は浜名湖です。

1ページにお戻りください。承認対象の漁ですが、A海域では「とびうおすくい」が、B海域では、「たも網」や「やす」等により「ガザミ（主にワタリガニ）、クルマエビ、魚類」などを対象とした「たきや漁」が行われております。

次に、写真の下の令和2年度の実績を御覧ください。海域ごとに承認隻数の枠を過去の実績を踏まえて設けており、A海域は30隻以内、B海域は70隻以内としております。

A海域では、承認隻数13隻、実施回数は延べ25回、B海域では、承認隻数69隻、実施回数は延べ560回になっております。地区ごとの内訳は資料の括弧書きのとおりです。その右側に参考に記載している令和元年度と比較すると実施回数が大幅に減少していますが、これは新型コロナの影響に伴う観光客減少による休業が多かったと思われまます。

次に、今回の承認隻数の考え方について説明します。

A海域の承認隻数は、今年度の承認枠30隻に対して13隻となっておりますが、この指示を発令した平成15年当時から令和元年度まで承認枠は35隻に設定されていきました。徐々に承認隻数が減少し、令和元年度に17隻となり承認枠35隻の半分を切ったことから、今年度の承認枠を30隻に見直しました。

戸田、安良里、土肥の各漁協へ今後の実施について確認したところ、アフターコロナで遊漁者が戻ってくれば承認隻数が増える見込みであるとのことなので、A海域の承認枠は、現状の30隻を維持し、今後の推移をみていくこととしたいと思ひます。

B海域の承認隻数は、今年度の承認枠70隻に対して69隻となっております。浜名漁協に同じく確認したところ、今後増加する見込みはなく現状の承認枠を要望するとのことでしたので、こちらも現状と同じく70隻としたいと思います。

それでは指示事項の内容について説明いたします。1ページ下段の「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。県の行政手続きの見直し方針に基づき、申請者の押印を不要（いわゆるハンコレス）とし、有効期間を令和3年6月1日から令和4年5月31日までとして指示したいと考えております。了承された場合は、3ページ以降の告示案のとおり県公報にて公示します。

7ページ以降は様式ですが、県の行政手続きの見直し方針に基づき様式1号以下の申請者の押印を不要としたいと思います。

なお、県の行政手続きの見直し方針の資料につきましては、前回1月の委員会で「ひき縄釣（トローリング）による水産動植物の採捕禁止の指示」を御審議いただいた際に添付しており、同様の内容となりますので資料を割愛させていただきました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○宮原会長                   ただいま、県当局から説明がありましたので、このことについて、御意見、御質問がありましたらお願いします。

○宮原会長                   特に御意見等ないようですので、指示事項 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員                    異議なし。

○宮原会長                   それでは本委員会は、指示事項 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、原案のとおり了承することを決定いたします。  
それでは、指示事項 伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について、県当局から説明をお願いします。

○池谷主幹                   伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について御説明致します。  
資料7を御覧ください。  
まず、委員会指示をした経緯についてです。  
本指示は、平成16年から毎年発令している指示でございますが、いとう漁協は、伊東市から助成を受けて、伊東市内の6地区（宇佐美・伊東・川奈・富戸・八幡野・赤沢）において、粗朶魚礁を設置するなど、いか類の資源保護の努力をしております。  
粗朶魚礁というのは、20、21ページを御覧ください。  
写真にあるように、椎の木の枝等を束ねて海中に沈めたもので、いか類が海藻等に卵を産み付ける性質を利用した人工の産卵場で、いか類の増殖を図るものでございます。

1 ページに戻りまして、一方、遊漁者によるいか釣りも全国的に盛んになり、当該地区においても、産卵のため岸近くに回遊してきた親いかが無秩序に釣り上げられてしまい、資源保護には好ましくない状況でした。

このような中、いとう漁協が行っているいか類の資源保護活動の実効性を確保するためには、遊漁者の協力が不可欠であることから、4月～9月の産卵時期に沿岸域に来遊するいか類（主にアオリイカ）の採捕を禁じる指示を伊東市内6地区において平成16年から毎年発令しており、加えて、今年度から新たに熱海市網代地区を追加して指示しております。

2 ページを御覧ください。今年度も本指示の発令を求める要望書がいとう漁協から提出されておりますが、この中で伊東地区の採捕禁止区域を拡張してほしいとの追加要望がございました。

1 ページにお戻りください。4のところですが、いとう漁協は今年度から伊東港内の粗朶魚礁を増設しています。伊東港は、元々静岡県港湾管理条例により防波堤等への関係者以外立入禁止措置がとられていますが、最近、アオリイカを狙って、遊漁者が夜間、防波堤内で釣りをしていることが多数見受けられると漁協から報告されています。

こうしたことから、資源保護のため、伊東地区のいか類採捕禁止区域を拡張する指示を発令してほしいとの要望に至りました。

それでは、今回新たに拡張しようとする伊東地区の採捕禁止区域について御説明します。

3 ページを御覧ください。

伊東地区における採捕禁止区域は、先程説明したように、遊漁者が防波堤内で釣りをしているため、新たに粗朶魚礁設置場所に近接している東防波堤屈曲場所付近を中心とする半径200メートルの白い円で囲まれた海面まで拡張しようと思います。

この範囲を採捕禁止区域にすると、東防波堤内がいか採捕全面禁止となるため、事務局としては、この図の区域を採捕禁止に設定したいと考えております。

1 ページにお戻りいただき、下の方の表を御覧ください。保護の主たる対象となるアオリイカの、伊豆東岸の大型定置8か統における漁獲量を参考に掲載しております。

次に、1 ページ下部の「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。

1 点目として、いとう漁協からの要望を受けて、伊東市伊東地区の採捕禁止区域を拡張したいと思います。

10ページの新旧対照表を御覧ください。

下線部分の法令、規則の条ずれ等所要の修正を行い、「1 いか類採捕禁止」(2)の指示区域の伊東市伊東地区に「基点第10号 東防波堤屈曲箇所付近に設置した標識」を追加します。

11ページの「5 指示の有効期間」については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの半年間とします。

2 点目として、先ほどの点火いさり漁法の採捕と同様、県の行政手続きの見直し方針に基づき、申請者の押印を省略し、有効期間を令和3年4月1日から



令和3年9月30日までとして指示したいと考えております。

2ページ以降が指示本文の案になります。15ページから19ページの様式については、申請者の押印を不要とし、申請者の住所、氏名のみ記述するよう変更します。

3点目として、了承された場合は、12ページ以降の告示案のとおり県公報にて公示します。

なお、資料4ページから9ページまでに伊東地区以外の6地区の採捕禁止区域図を添付しておりますが、こちらは今年度と同じ内容となっております。指示内容に変更はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 宮原会長           ただいま、県当局から説明がありましたので、このことについて、御意見、御質問がありましたらお願いします。
- 田中委員           日吉委員が先ほど言われたように、これは沼津のとは正反対ですよ。これ。県としてはそれぞれの地域の事情が違うからというのもあるんでしょうけど、もう少し一貫性があった方がいいのかなと思いました。
- 眞鍋委員           これは先ほどと同じ木を使っているのでしょうか。
- 日吉委員           これまで色々な木を試しているのですが、椎の木など。ただ沼津の柴はわからないです。
- 眞鍋委員           材料としては同じようなものなんですね。
- 日吉委員           産卵礁を作るという意味では同じです。なんで産卵礁を作っているかというのと、近年の磯焼けで長い海藻が少なくなって、そういったところで産卵していたのができなくなってきたので、人工的に産卵漁礁を作っています。
- 眞鍋委員           ありがとうございます。
- 松浦主査           先ほどのあおりいかしば漬け網についてなんですが、こちらの指示は粗朶礁の周りで遊漁者が多くいて、遊漁者の釣だと朝から晩まで同じ場所で釣をすることがあると思います。実際あおりいかの時期になるとずっと釣っているがいいのかと問い合わせがあります。先ほどの沼津の漁業については1日中同じ柴の周りで曳くのではなくて、1度網を曳いたら別場所に行きます。遊漁者と漁業者という立場の他にも違いがあります。
- 宮原会長           御意見が出つくしたようですので、指示事項 伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員           異議なし。

- 宮原会長                    それでは本委員会は、指示事項 伊東市及び熱海市おけるいか類採捕の禁止について、原案のとおり了承することを決定いたします。  
                                   それでは、続いて報告事項 静岡県海面利用協議会について、県当局から報告をお願いします。
- 橋詰技師                    事務局の橋詰です。静岡県海面利用協議会の担当は久保山なのですが、本日もどうしても外せない案件があるということなので、代理で報告をさせていただきます。  
                                   今年度の海面利用協議会ですが、新型コロナウイルスの影響を考慮しまして、開催を見合わせさせていただくことになりました。ですので、海面利用協議会から本委員会への意見等はございません。  
                                   ただ、昨年度議題にあがりました伊東市及び熱海市地区地先での底もの釣り、主にキンメダイのつりについてですが、同漁場を利用している小田原市遊漁船業者に対して地元のルールを神奈川海面利用協議会に依頼し、神奈川県庁、小田原市役所、小田原漁協の協力の下、伊東地区一本釣協議会、熱海地区漁場利用協議会と小田原地区遊漁船業者との間で話し合いが行われまして、地元のルールを遵守して、適正に遊漁をしていただくようになりましたことを御報告します。
- 宮原会長                    いま県から報告がありましたが、何か御意見や御質問がございますか。
- 日吉委員                    ぜひ、静岡県の漁業者も遊漁者も一生懸命、特にキンメのことだと思いますが、資源を増やそうと操業を取り止めているのに、隣の県の遊漁船が来て、釣ってしまうのは不条理なので、これからも県が携わって、漁業者の取り組みの応援をお願いします。
- 宮原会長                    特に御意見等ないようなので、このことについては以上にします。  
                                   本日も予定していた議事は全て終了しました。どうもお疲れさまでした。それでは、事務局に進行をお返しします。
- 花井事務局長                はい、宮原会長、長時間に亘る議事進行ありがとうございました。  
                                   諮問の静岡県資源管理指針の改正につきまして、審議を踏まえまして資源管理指針の修正案を作成いたしました。説明をお願いします。
- 山内参事                    齊藤委員と田中委員からいただいた意見を受けまして、資料1の27ページですけど、しらすの資源管理措置についての2行目「漁業調整規則、許可内容、制限又は措置の遵守に加えて」のところを「漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び」といたします
- 板橋統括官                    今、山内から説明があった修正箇所を反映させますと「しらすについては、近年漁獲量に減少傾向が見られるため、引き続き、漁業調整規則、許可内容、

制限又は条件の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。」

これで記述であれば、引き続きというところが自主的措置以降のところにかかることが明確なるかと思っております。

それ以外についても、資料の26ページの第2海洋生物資源の動向及び管理の方向の下、漁種別制限管理の上ですね。そこに以下の一文を加えたいと考えております。「各魚種、漁業種類ごとに資源の維持増大に向けた自主的努力が行われていることも踏まえながら以下の措置に取り組む。」と。これであれば色々な魚種で自主管理措置が行われていることがわかるかと思えます。いかがでしょうか。

○宮原会長 今、修正をもって了承ということではよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○宮原会長 それでは、今の修正案での水産庁との協議をよろしくお願いします。

○花井課長 今回の修正案をもって水産庁との協議に進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは今回は今期の最後の委員会ということですので、山根局長から挨拶申し上げます。

○山根局長 本日も長時間の審議ありがとうございました。

本年度最後、また、第21期任期最後の委員会にあたり、お礼のご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、任期約4年余りの間に、本日を入れて計34回の委員会に出席していただき、私の就任以降も漁業法改正に伴う調整規則の改正など重要な案件を多数御審議いただきました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でウェブを併用して開催しましたが、それが当初は上手くいかなかったり、また、委員によっては出席ができないなど、本委員会でも少なからず影響がありましたが、必要な審議を滞りなく無事行うことができました。

本当にありがとうございました。

今期をもって本委員会委員を退任される皆様、会長を務めていただいた宮原委員と田中委員は平成20年8月からの12年余、山田委員も同じく平成20年8月から11年余、福世委員は8年余、白柳委員、大場委員、齊藤政和委員は4年余りの任期をそれぞれ担っていただきました。本当にありがとうございました。今後とも本県水産行政の発展に違う立場から引き続き御助言、御指導賜りたいと思っています。

なお、鈴木精委員、日吉委員、橋ヶ谷委員、鈴木伸洋委員、李委員、三浦委員、眞鍋委員、以上7名の方におかれましては、次期委員として、現在、県議会に同意を求めています。また、影山委員にも引き続き専門委員をお引き受

け願う予定です。

選任方法は変わりましたが、漁業秩序をつくる観点から、知事の諮問機関として、また、必要な漁業制限等の指示など重要な委員会の役割は変わりません。さらに来年度以降は全国海区調整委員会連合会の会長県を務めることになりました。水産業における諸課題は時代とともに大きく変わってきており、本委員会に求められる期待も大きくなってきております。今後、県議会の同意後、知事からの任命という段取りとなりますが、引き続き御指導よろしくお願ひします。

最後に、改めて、委員の皆様本当にありがとうございました。

○花井事務局長

山根局長ありがとうございました。

それでは、以上で第21期海区委員会を終了します。長い間本当にありがとうございました。

(終了16:20)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和3年3月5日

議長

宮原 淳一



議事録署名人

鈴木 伸洋



議事録署名人

山田 琢二



